

災害等緊急情報の放送要請に係る経費負担に関する覚書（変更）

東御市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムとうみ（以下「乙」という。）との間において、平成26年7月2日付けで締結した災害等緊急情報の放送要請に係る経費負担に関する覚書（以下、「原契約」という。）の一部を以下のとおり変更する。

なお、その他の条項については原契約通りとする。

第2を次のように改める。

（標準経費）

第2 放送要請に係る費用は、次の表で算出した費用を標準とし、必要に応じて甲乙協議の上、決定する。

項目	単価（税別）	単位
災害等緊急放送（災害対策本部設置時）	20,000	時間
災害等緊急放送待機	10,000	時間
緊急お知らせ放送 放送料	1,500	回

- （備考）
- 1 災害対策本部設置時は放送料を含み、災害等緊急放送待機中に、緊急お知らせ放送が発生した場合は、放送料を別途支払う。
  - 2 委託時間が1時間に満たない場合は、1時間として算出する。
  - 3 商用番組等に対する補償が発生した場合は、実費分を別途加算する。

平成30年9月1日

甲 所在地 長野県東御市県281-2

東御市

氏名

東御市長 花岡 利夫



乙 所在地 長野県東御市田中202

株式会社エフエムとうみ

氏名

代表取締役 加藤 英

